

固定資産税・都市計画税の軽減措置について

2020.12.22版

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が昨年と比較して一定以上減少している中小事業者等の方は、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋と償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担が軽減されます。対象となる方は申告をしてください。受付開始は、令和3年1月4日（月）からです。

申告期限 令和3年2月1日（月）消印有効

申告期限までに提出されない場合は、軽減措置を適用できません。

松江市役所固定資産税課まで、申告書類を郵送、eLTAX(電子申告)、またはご持参によりご提出ください。

松江市 固定資産税 コロナ特例

🔍検索

●対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ただし、下記のいずれかの要件に該当する大企業の子会社等は対象外です。

- ① 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は除きます。

●軽減の対象

- ・ 事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税
- ・ 事業用家屋に対する都市計画税

※土地や居宅の用に供している家屋は対象外です。

※併用住宅（事業用部分と居住用部分が一体となっている家屋）の場合は、事業用部分のみが軽減対象です。

課税標準額の合計額がそれぞれの免税点（家屋20万円、償却資産150万円）未満の場合は、軽減申告の有無に関わらず課税されません。

●軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入の対前年同期比の減少率に応じて、課税標準額を以下のとおり軽減します。

50%以上減少している場合	全額
30%以上50%未満減少している場合	2分の1

この軽減措置を適用した場合であっても、令和3年度の土地の評価内容の見直しや、令和2年中に新たに資産を取得されたことなどにより、結果として令和2年度と比較して税額の総額が増えることがあります。

●軽減の手続き方法

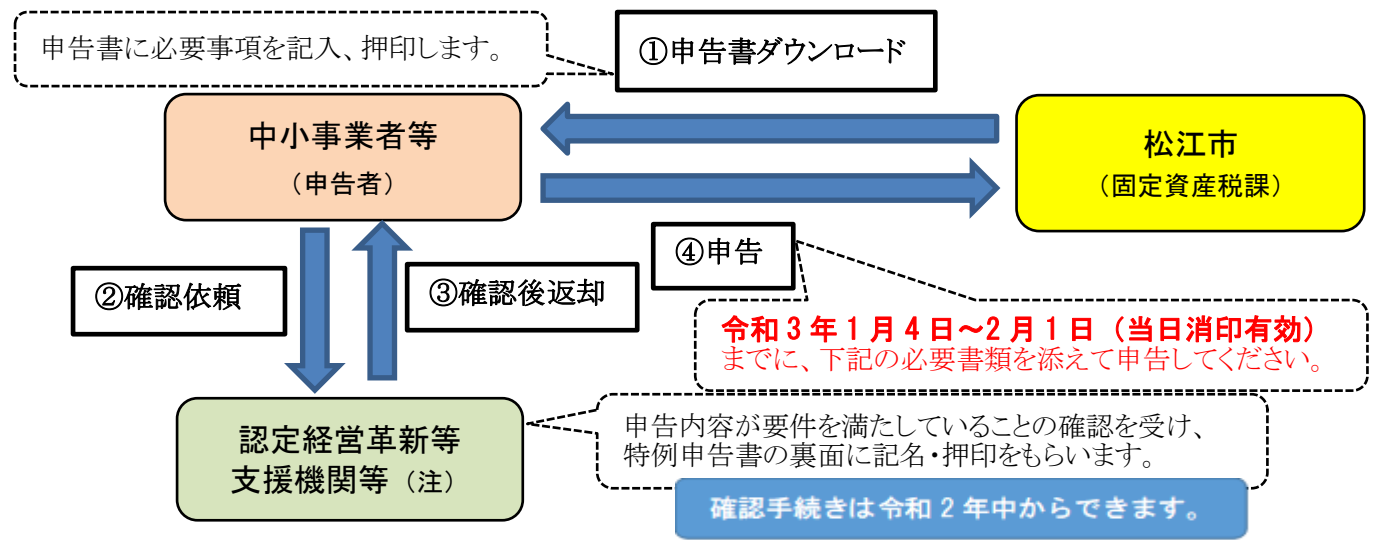
裏面の申告手続きの流れと提出書類をご覧ください。

●よくあるお問い合わせ（制度に関するQ&A集）が中小企業庁のホームページで確認できます。

中小企業庁 固定資産税の特例 よくあるお問い合わせ

🔍検索

●申告手続きの流れ



(注) 認定経営革新等支援機関等の例 (詳細はホームページでご確認ください。)

- ・ 認定経営革新等支援機関 ⇒ 国からの認定を受けた税理士、公認会計士、金融機関(銀行、信用金庫等)、道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会など
- ・ 国からの認定を受けてはいないが、帳簿の記載事項を確認する能力があつて、今回の軽減措置に関する確認業務を希望する者 ⇒ 税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、各地の青色申告会など

●提出書類

- 1. **申告書 (原本)** 松江市 固定資産税 コロナ特例 🔍検索
- 申告書(松江市様式)を松江市役所ホームページからダウンロード・両面印刷して使用してください。
申告書に「**認定経営革新等支援機関等確認欄**」がありますので、当該機関等の確認を受けてください。
- 2. **特例対象資産一覧 (原本)**
- 事業用家屋を所有する場合は、1. 申告書「(別紙) 特例対象資産一覧」を添付してください。
※償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。
- 3. **収入が減少したことを確認できる書類 (写し)**
- 会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。
※収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。詳細は、国土交通省ホームページに掲載されている ビル賃貸事業者の皆様へ を参考にしてください。
- 4. **特例対象家屋の事業専用割合を示す書類 (写し)**
- 法人の場合は法人税申告書の別表16、個人の場合は所得税青色申告決算書または白色申告の収支内訳書など、事業用家屋であること及び事業用部分の割合を確認できる書類の写しを添付してください。
※上記3, 4の書類は認定経営革新等支援機関等へ提出した書類の写しになります。

●お問合せ先 松江市役所 固定資産税課 家屋係 ☎0852(55)5162
償却資産係 ☎0852(55)5647

軽減申告書の提出は、感染症予防のため、電子申告や郵送での提出にご協力ください。

右の宛先を切り取り、郵送用の封筒に貼っていただくことができます。

償却資産申告書を郵送される場合は同封してください。

※郵送料は、申告者の方がご負担ください。

〒690-8540

松江市末次町86番地

松江市役所 固定資産税課 行